意見 1

提出された意見の扱いについて

2008年1月「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」の基本方針と最終処分計画の改定案に対する行政手続法に基づく意見募集がなされ、寄せられた意見は36件であった。事務局が分類し、意見に対する回答を付して2008年1月31日の放射性廃棄物小委員会で審議された。

しかし36件の意見そのものは放射性廃棄物小委員会に提出されず、意見が資料等として公開されることもなかった。

出された意見がどのようなものであったか、事務局の分類が適切かどうか (分類することが適切かどうか含む)、国民は知ることができなかった。

行政手続法に基づく意見募集ですらこのような扱いをする行政に、意見を出すこと自体が無意味、あるいは意見を聞いたというアリバイにされるにすぎないとの不信感を抱く。 このような対応の中で、高レベル放射性廃棄物処分に関する「国民との相互理解」などとの言葉が躍ることに、大きな違和感を覚える。

意見2

大量発電、大量電力消費の構造を変換すべきだ。

p.2「基幹的な電源である原子力発電の安定的な利用を推進」に対して

「原発は なんか うさんくさい

- 30年前は「石油がなくなるから原発だ」と言い
- 20年前は「発電コストが安いから原発だ」と言い
- 10年前は「ベストミックスのために原発だ」と言い

今は「CO2を出さないから原発だ」と言う」

(桑原正史詩集「永遠の未完成 - どうする?原発 - 」より「いちばんの理由」抜粋)。原発推進の理由はその時々の社会の流れで適当に変わるが、原発を推進することは変わらない。原発を推進することが目的だから理由(看板)はどうあれ、遮二無二原発を推進する。柏崎刈羽原発を動かさないと夏の電力供給が心配だと新潟県知事や住民に圧力をかけながら、オール電化を推進する電力会社の矛盾には決して目を向けない。原発震災の可能性には目を背ける。

国際社会が低エネルギーで持続可能な社会をめざす政策に転換するなかで、日本は30年も40年の前の原発、再処理、高速増殖炉という枠組みにしがみつき、原発の廃止を視野に入れた政策への転換ができない。原子力大綱検討時に再処理を止めるよう組織の中と国民から大きな動きがあったにもかかわらず全量再処理すら止めなかった。

電力自由化は止まったままで、多くの国民は原発以外の電気を選択する自由を奪われ、事故の恐怖を思い、原発現地により恐怖を押しつけている現実から逃れ得ない。

こうした状況を意図的につくりながら、何万本、何千万本発生するとも際限のない高レベル放射性廃棄物ガラス固化体を埋めようというのだ。第一処分場の近くには第2、第3、第4・・・・と際限のない高レベル放射性廃棄物処分場をつくることになる。

原発による大量発電、電力の大量消費、教育という名で原発推進を教える偏った構造を 変換すべきであり、それが政治の責任である。

意見3

第2次取りまとめは「地層処分の技術基盤を提示した」か?

本(案)p.3では第2次取りまとめで、

地層処分に必要な条件を満たす地質環境がわが国に広く存在し、特定の地質環境がそのような条件を備えているか否かを評価する方法が開発された。

幅広い地質環境条件に対して人工バリアや処分施設を適切に設計・施工する技術が開発された。

ことも示したと記述されている。

しかし現地から見る現実は、かけ離れている。

1.詳細な地下の情報取得手法は第2次取りまとめ後の2003年でも困難だった。 そのため、湧水量の想定を大幅に誤った。

超深地層研究所は2002年1月に現在の瑞浪市有地に移転し、2003年7月に建設を開始した。建設の手順は地上からの調査を終え、次ぎに地下施設を建設することになっていた。ところが遅れに遅れた建設を最優先したため、地上から調査と地下施設建設が同時並行した。この状況で不可欠なデータが得られたと言えるか、大きな疑問だ。

移転場所は当初の場所から約1.3 ^{*}--離れているだけで、1986年以来原子力機構が住民に知らせることなく(「誤解を招く恐れから」1995年当時の原子力機構東濃地科学センター所長の発言 岐阜新聞1995年10月30日)高レベル放射性廃棄物地層処分のための地下調査を継続した、その地域である。

それにも関わらず、地下研究施設を建設するには詳細な調査をその用地で行う必要があり、それが著しく不十分であったために、亀裂耐や断層の予測が不十分で、立坑の湧水量の想定を大幅に誤った。(立坑における湧水抑制技術は、2で述べる。)

つまり、既に調査地域であるにも関わらず、地下の詳細情報の取得手法が、未熟でおぼ つかないことを意味している。

2.2006 年時点でも立坑の湧水抑制技術がなかった

換気立坑 160m 付近から大量の湧水が発生し、「瑞浪超深地層研究所研究坑道掘削工事においては、<u>設計時の想定を越える大量の湧水が発生している</u>。湧水抑制対策の有力な手段はグラウトであるが、現状では立坑を対象としたグラウト技術は確立されておらず、長期的視野に立って技術者を養成することが必要であるとともに、研究・建設を着実に進展させて情報発信を行っていくことが求められている。」(2006 年 4 月 10 日「回議書」原子力機構開示文書」)として湧水抑制対策検討委員会が設置された(プレ委員会は、委員会起案前の 2006 年 3 月 30 日に開催された)。

ちなみに超深地層研究所設計を行った2002年当時、約1.3^{*}。離れた当初の建設場所のボーリング孔および移転した超深地層研究所用地近傍の既存のボーリング孔の地下水量で設計したことが原子力機構の報告書に記されている。

- 一方、仮に地上からの調査十分に実施したとしても、地殻変動帯の日本における湧水量 の予測は簡単ではないと、様々なボーリングコアを見るたびに思う。
- 3.2007年当時、立坑の湧水量を測定する基礎データ取得の計器すらなかった

「換気立坑では、流量計の不具合等によるデータの異常や欠損が相次ぎ、品質を確保したデータが取得できていない。そのため、信頼性の高い観測を継続的に実施できる計測器の保守を充実させる必要がある。」(「超深地層研究所計画 年度報告(2007年度)」P.34)と述べている。

原子力機構の多くの研究者、多数の委託研究により作り上げられる報告書は膨大で、私が知りうることは10万分の1、100万分の1にも満たない。かすかな一端にも関わらず疑問が生ずる。こうした原子力機構の現実にもかかわらず、本(案)で高レベル放射性廃棄物地層処分の技術が確立し、今は更に高度な研究を行っているかのごとき書きぶりに強い違和感と推進機関(原子力機構やNUMO放射性廃棄物小委員会、本WG等々)への不信感すら覚える。同時に、日本における高レベル放射性廃棄物地層処分の困難さを実感する。

意見4

超深地層研究所は"地層処分技術の開発"や「地層処分研究開発」の位置づけではない。

p.5 で 「岐阜県瑞浪市 (結晶質岩)」も「地層処分技術の信頼性等をより一層向上させることを目的とする研究開発が進められている」と説明している。

またp.10で「JAEAが所有する地下研究施設は、地層処分研究開発において重要な研究施設」であると位置づけている。

しかし原子力機構は「東濃地科学センターでは、地下の環境や地下水深くでどのような現象が起こっているかを研究する『地層科学研究』を行っています。」(原子力機構東濃地科学センターパンフレット「地層科学する」p.01(2009年4月改定))とあるように協定を結んだ1995年12月28日以来変更はない。本(案)の位置づけと矛盾する。混同させてはならない。

意見5

地下研究施設のデータ等を処分事業と安全規制の両方で使うべきではない。

- p.5 に深地層の研究施設における研究成果の例として「NUMOが実施する概要調査及び精密調査、並びに国が進める安全規制の両面を支える技術基盤の整備がなされている。」とあるが、別の組織が別の地域に設置してそれぞれ独立させるべきだ。そうすることで信頼性が裏付けられる。
- 1.一つのデータを安全規制と処分事業に使い廻すのは、データやデータの評価、成果内容に信頼がおけない。それぞれ独立した施設で個別に行い、その結果が一致したものであればその結果はある程度の信頼性が得られる。

2.現状では地下研究施設のある地域や施設設置のために既に広域に調査された周辺地域が、安全規制と処分事業両方のデータを提供することになる。

結果として高レベル放射性廃棄物処分場に適した地域とされ、さらに安全規制を満たした地域となる。

NUMOが公募の形をとっても、研究施設のある地域が社会的に高レベル放射性廃棄物処分場の受け入れを強要される地域となり、国から高レベル放射性廃棄物処分場調査の申し入れを最も受けやすい地域とすることになる。

以上のことから、NUMOが実施する概要調査及び精密調査のための地下研究施設と国が進める安全規制のための地下研究施設を別機関がそれぞれに設置すべきだ。

意見6

「回収可能性」の理由と場所が不明

p.11 でNUMOに回収可能性に関する検討を指摘している。

一方、原子力機構の2000年レポートには、「処分場の管理については、国際的な共通認識なども参考に閉鎖までに行う管理の項目を明らかにした。」「このような管理において処分場閉鎖後に安全性の観点からモニタリングや廃棄体の再取り出しを行うことについては想定する必要がないと考えることができる。」(総論レポート V)と記述している。モニタリングを安全性の観点から想定する必要がないということは、モニタリングすら返って危険であるとの判断である。

原子力機構のこうした危険性指摘の中で、なぜ閉鎖を判断するまでは、回収可能性の維持が必要なのか、その説明がない。理由について本(案)でも具体的に示すべきだ。

また、回収可能性を維持するのは、広い高レベル放射性廃棄物処分場の中の枝分かれしたパネルを含むのか、幹線となる処分坑道か、搬入立坑かなど場所(位置)の説明も不可欠である。

説明がないのは、何かあったら回収できますという言葉で処分場を受け入れさせるリップサービスと受け取られかねない。

意見.7

「処分事業の進展に伴う地下研究施設の位置づけや役割の変化を把握」する目的が不明である。説明する責任がある。

本(案)p.13で「海外での社会的合意形成を意識した取組や先進的な研究成果等を活用していくことが重要である。特に、今後、処分地選定が進む、フランス、スイス、スウェーデン等における取組状況を把握していく必要があると考えられる。また、こうした国際的連携において、処分事業の進展に伴う地下研究施設の位置づけや役割の変化を把握し、そこで実施される研究開発や実証試験の成果に関する情報を入手することも求められる。」とある。

「そこで実施される研究開発や実証試験の成果に関する情報を入手することも求められる」については、地質の成り立ちを越えて、参考になるものと考える。

一方、「 今後、処分地選定が進む、フランス、スイス、スウェーデン」における「処分事業の進展に伴う地下研究施設の位置づけや役割の変化を把握」する目的が記されていない。目的を明記する必要がある。

フランスは地下研究施設と同じ地層に処分場を設置することが定められた。

スイスでは重要なことは住民投票で決めるという国でありながら処分候補地とされた 地域は住民投票の実施が認められず、処分場の建設・操業の許可を得る段階でのみ住民投 票を認められる制度になった。

スウェーデンは住民投票で拒否され、原発や使用済み核燃料貯蔵施設及び隣接地に地下研 究施設を抱えた地域でサイト選定調査が行われている。

つまり、本(案)は強権的に処分場の調査や選定を行うスイス、あるいは地下研究施設 と処分場が密接不可分なフランス、スウェーデンの事例を日本の処分場選定に活かしたい のが狙いである。

意見8

p.16 「基盤研究開発の PDCA サイク ルを有効に実施する」ことは可能か?

「基盤研究開発の PDCA サイク ルを有効に実施する」ために、当初計画と現実との差異についての分析と対策が国民に理解できる形で説明されたか。計画の遅れやその原因について触れないままシステム構築を自画自賛した中間とりまとめでは納得が行かない。

具体例をあげる。超深地層研究所の掘削を開始した 2003 年当時の P (計画)では 2009 年度に 1,000m まで掘削されるはずであった。しかし現実は 2009 度末に 400m 超の掘削を目指している。超深地層研究所の建設にいて P(計画)、D(実施)、C(チェック)、A(対策)の観点から真摯な原子力機構の事業説明を目にしたことはない。「 坑道の位置や長さなどは計画であり、地質環境や施工条件などにより、決定していきます。」(原子力機構平成 21 年度 瑞浪超深地層研究所 事業計画)と注を加えることで免罪符としている。

P(計画)、D(実施)、C(チェック)、A(対策)が有効に行われていたのであれば超深地層研究所の基本計画は欠陥と言わざるを得ない。

意見9

「オールジャパンの体制」は止めるべきだ。

p.15-16 に 2010 年技術の作成からレビュー作業までオールジャパン体制で臨むことが重要であると述べているが、実施機関と規制機関が入り交じった体制こそ、規制を危うくする。このように認識こそ改めるべきだ。

以上